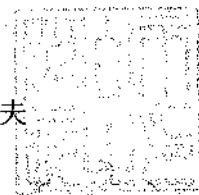


岡山市告示第 7/0 号

令和 6 年 1 月 2 2 日付岡山市告示第 2 1 号の別途岡山市告示で定める期日は，別表第 1 に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては，別表第 2 の左欄に掲げる延長前の期限の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定めるとおりする。

令和 7 年 9 月 25 日

岡山市長 大 森 雅 夫



記

別表第 1

都道府県名	地 域
石川県	輪島市，珠洲市，鳳珠郡穴水町，鳳珠郡能登町

別表第 2

延長前の期限	期日
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 7 年 1 0 月 3 0 日まで	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
令和 7 年 1 0 月 3 1 日以降	延長前の期限と同じ。